

【目次】

第605項	瀬戸内海	小豆島東方	海上訓練
第606項	瀬戸内海	備讃瀬戸、小与島北方	沈船撤去
第607項	瀬戸内海	新居浜港、新居浜区、第2区	漁具設置
第608項	瀬戸内海	来島海峡及び付近	船舶通航信号所一部業務休止
第609項	瀬戸内海	呉港付近、音戸ノ瀬戸	海上作業
第610項	瀬戸内海	広島湾、能美島西方	海上訓練
第611項	瀬戸内海	広島湾、能美島南岸	潜堤存在
第612項	瀬戸内海	鼻繰瀬戸、祝島南東岸	沈船撤去
第613項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区	水路測量
第614項	瀬戸内海	徳山下松港付近、野島南西方	海上作業

◎この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

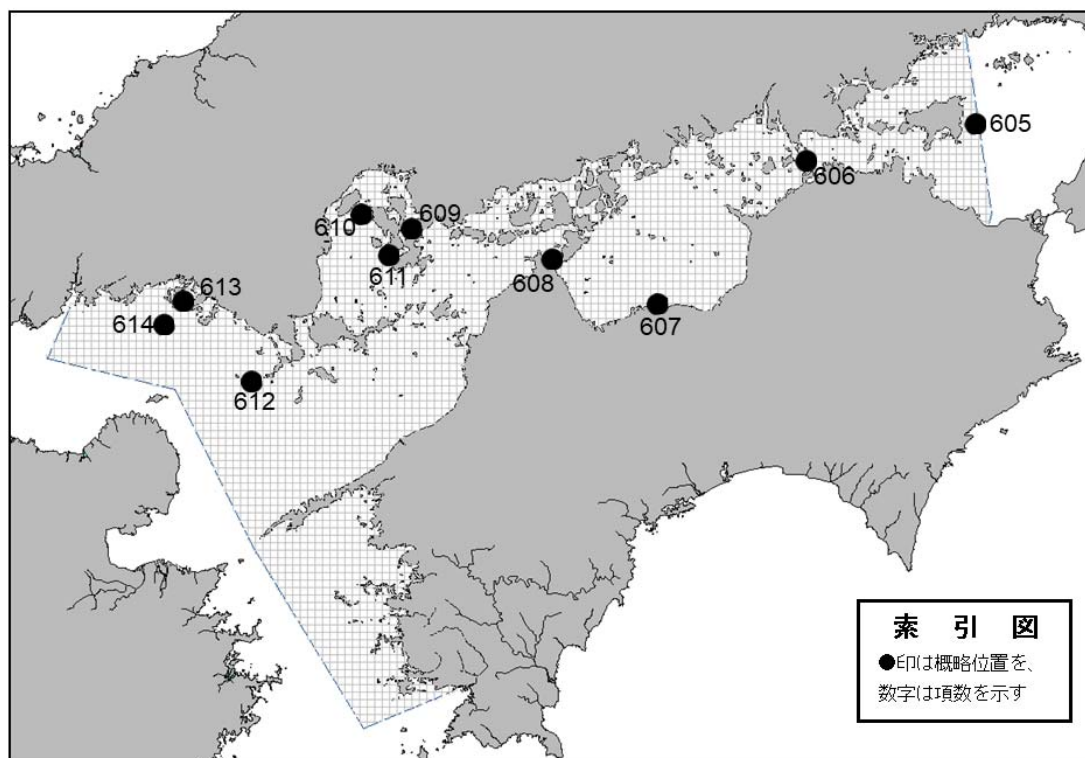
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

FAXをご希望の場合は、海の相談室[電話(082)251-5111(内線2520)]まで。

◎情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

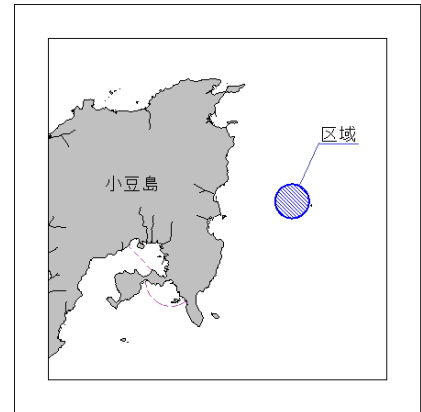
◎水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



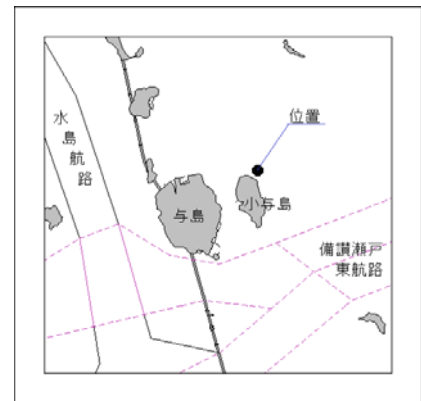
～海の事件・事故は 118番へ～



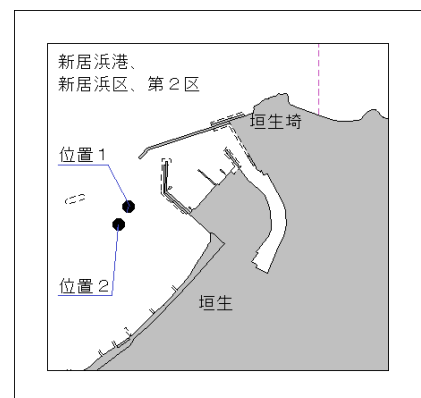
★2年605項 瀬戸内海 — 小豆島東方 海上訓練
 期間 令和2年12月28日の0900～1100
 区域 34-30.0N 134-23.8Eの地点を中心とする
 半径1kmの円内
 備考 巡視艇による、もやい銃の発射訓練
 海図 W150B-W106-JP106
 出所 高松海上保安部



★2年606項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、小与島北方 沈船撤去
 六管区水路通報2年47号596項削除
 位置 34-23-44.5N 133-49-53.3E
 海図 W1122-W137B-JP137B
 出所 高松海上保安部



★2年607項 瀬戸内海 — 新居浜港、新居浜区、第2区 漁具設置
 六管区水路通報2年47号598項削除
 1. 期間 令和3年5月31日まで
 位置1 33-59-29N 133-18-57E付近
 2. 期間 令和4年5月31日まで
 位置2 33-59-27N 133-18-56E付近
 備考 (1) 養殖のための漁具設置
 (2) 区域を赤色灯付浮標及び赤旗で明示
 (3) 設置及び撤去時に警戒船を配置
 海図 W1120-JP1120
 出所 新居浜港長

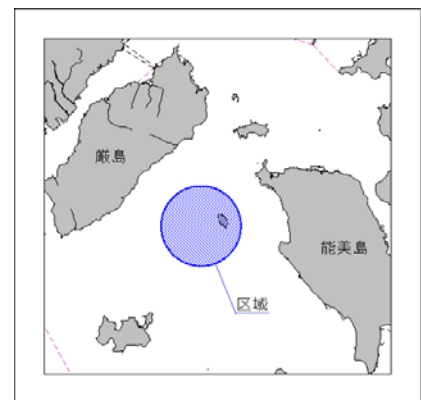


★2年608項 瀬戸内海 — 来島海峡及び付近 船舶通航信号所一部業務休止
 期間 令和2年12月24日(予備日25日)の0730～1730
 名称 今治船舶通航信号所
 休止業務 津島レーダー局のレーダー映像を使用して行う情報提供業務
 海図 W100A-W100B
 参照書誌 411 8406番
 出所 第六管区海上保安本部

★2年609項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 海上作業
 期間 令和2年12月25日～令和3年2月28日(予備日を含む)の日出～日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-11-58N 132-32-00E(岸線上)
 (2) 34-12-04N 132-31-56E
 (3) 34-12-06N 132-32-08E
 (4) 34-11-59N 132-32-12E(岸線上)
 備考 (1) 潜水作業を伴う
 (2) 作業船のアンカーワイヤーが水面下2mとなる位置に
 橙色灯付浮標を設置
 (3) 警戒船を配置
 海図 W1109-JP1109-W142-JP142
 出所 第六管区海上保安本部



★2年610項 瀬戸内海 — 広島湾、能美島西方 海上訓練
 期間 令和2年12月16日(予備日21日)の1030～1130
 区域 34-14.2N 132-20.7Eの地点を中心とする
 半径1海里の円内
 備考 (1) 巡視艇及び航空機による訓練
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1112B-JP1112B-W113-
 W142-JP142-W1108-JP1108
 出所 広島海上保安部



★2年611項 瀬戸内海 — 広島湾、能美島南岸 潜堤存在
 区域 4地点を結ぶ線を中心とする幅約3mの区域
 (1) 34-08-09.2N 132-26-33.9E(岸線上)
 (2) 34-07-56.7N 132-26-34.0E
 (3) 34-07-52.9N 132-26-27.6E
 (4) 34-07-57.9N 132-26-17.3E(岸線上)
 備考 赤線部に汚濁防止膜及び黄色灯付浮標(11基)が
 設置されている
 海図 W142-JP142
 出所 第六管区海上保安本部



★2年612項 瀬戸内海 — 鼻線瀬戸、祝島南東岸 沈船撤去
 六管区水路通報2年47号604項削除
 位置 33-46-34N 131-59-03E付近
 海図 W163-W140-W1101-JP1101-
 W1102-JP1102-W1108-JP1108
 出所 徳山海上保安部



★2年613項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 水路測量
 期間 令和2年12月17日～令和3年1月15日までの内3日間
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-00-42N 131-45-55E
 (2) 34-00-38N 131-46-03E
 (3) 34-00-31N 131-45-58E
 (4) 34-00-35N 131-45-50E
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
 海図 W1106-JP1106-W126-JP126
 出所 第六管区海上保安本部



★2年614項 瀬戸内海 — 徳山下松港付近、野島南西方 海上作業
 期間 令和2年12月16日～18日の日出～日没
 区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 33-56-24N 131-42-03E(岸線上)
 (2) 33-55-45N 131-42-03E
 (3) 33-55-45N 131-40-00E
 (4) 33-56-57N 131-40-00E
 (5) 33-56-57N 131-41-48E(岸線上)
 備考 (1) 作業船は調査機器をえい航する(えい航長最大100m)
 (2) 警戒船を配置
 海図 W126-JP126-W1101-JP1101-
 W1102-JP1102
 出所 第六管区海上保安本部

